

議案第228号

大阪市有料道路の設置等に関する条例を廃止する条例案

大阪市有料道路の設置等に関する条例（平成元年大阪市条例第27号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年6月10日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による廃止前の大阪市有料道路の設置等に関する条例（以下「廃止前の条例」という。）第5条第2項の規定により発行された回数券に係る既納の通行料金（廃止前の条例第1条に規定する通行料金をいう。）は、この条例の施行の日から平成26年12月31日までの間に請求があった場合に限り、市規則で定めるところにより、当該回数券と引換えに還付することができる。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

平成26年5月2日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

有料道路の通行料金を無料とするため、条例を廃止する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 考)

## 大阪市有料道路の設置等に関する条例

(趣 旨)

第1条 この条例は、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第18条第1項の規定に基づき、その通行に係る料金（以下「通行料金」という。）を徴収する道路（以下「有料道路」という。）の設置及び通行料金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(有料道路の設置)

第2条 本市に有料道路を設置し、その区間は、市道豊里城北線のうち東淀川区豊里1丁目から旭区生江3丁目までとする。

2 有料道路の延長は、0.9キロメートルとする。

(有料道路の構造)

第3条 有料道路の道路の区分（道路構造令（昭和45年政令第320号。以下「構造令」という。）

第3条第1項及び第2項の規定による道路の区分をいう。）は、第4種第1級とする。

2 有料道路の車線（構造令第2条第5号に規定する車線をいう。）の数は、4とする。

3 有料道路の車線の幅員は、3.25メートルとする。

4 有料道路の設計速度（構造令第2条第22号に規定する設計速度をいう。）は、1時間につき60キロメートルとする。

5 有料道路の設計自動車荷重は、20トンとする。

(通行料金の徴収)

第4条 通行料金は、有料道路を通行する車両（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車及び同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）から徴収する。ただし、次に掲げる車両については、この限りでない。

(1) 道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車

(2) 「料金を徴収しない車両を定める告示」（平成17年国土交通省告示第1065号）に定める車両

(通行料金の額)

第5条 通行料金の額は、別表に掲げる金額の範囲内で市長が定める。

2 市長は、回数券を発行する場合には、前項の通行料金について3割以内の割引をすることができる。

3 市長は、身体障害者又は知的障害者の車両で市長が定めるものから料金を徴収する場合には、

第1項の通行料金について5割以内の割引をすることができる。

(通行料金の徴収期間)

第6条 通行料金の徴収期間は、この条例の施行の日から25年間とする。

(通行料金の還付)

第7条 既納の通行料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することがある。

- (1) 災害その他通行者の責めに帰すことのできない特別の事由により有料道路を通行することができなくなったとき
- (2) その他市長が特別の事由があると認めるとき

(罰 則)

第8条 偽りその他不正の手段により通行料金の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。）以下の過料に処する。

(施行の細目)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

別表（第5条関係）

車両の種類	通行料金 (1台片道通行1回につき)
普通車	100円
大型車（Ⅰ）	150円
大型車（Ⅱ）	360円
原動機付自転車	10円

備考

- 1 この表において「普通車」とは、次に掲げるものをいう。
  - (1) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条に規定する軽自動車（以下「軽自動車」という。）及び小型特殊自動車（以下「小型特殊自動車」という。）
  - (2) 法第3条に規定する小型自動車（専ら人を運搬する構造のものにあつては、乗車定員

が10人以下のものに限る。)

- (3) 法第3条に規定する普通自動車（以下「普通自動車」という。）で専ら人を運搬する構造のものうち、乗車定員が10人以下のもの
- (4) 普通自動車で専ら貨物を運搬する構造のもの（以下「普通貨物自動車」という。）のうち、車両総重量が8トン未満で、かつ、最大積載量が5トン未満のもので車軸数の合計が3以下のもの又は車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第2項に規定するセミトレーラ連結車のけん引するための構造及び装置を有する自動車の部分で車軸数が2のもの
- (5) 法第3条に規定する小型自動車（以下「小型自動車」という。）又は普通自動車で専ら人を運搬する構造のもの（乗車定員が10人以下のものを除く。以下「乗合型自動車」という。）のうち、乗車定員が29人以下のもので車両総重量が8トン未満のもの
- (6) 小型自動車で二輪自動車であるもの、軽自動車又は小型特殊自動車のうち、けん引するための構造及び装置を有するものとこれらによってけん引されるための構造及び装置を有する自動車との連結車両並びに(2)に該当する自動車で二輪自動車以外のもの又は(3)に該当する自動車のうち、けん引するための構造及び装置を有するものとこれらによってけん引されるための構造及び装置を有する自動車で車軸数が1のものとの連結車両

2 この表において「大型車（I）」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 普通貨物自動車のうち、車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上のもので車軸数の合計が3以下のもの（1(4)に該当するものを除く。）及び車両の総重量が車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第1条の表に掲げる限度以下で、かつ、長さ等が車両制限令第3条第1項各号（第2号イを除く。）に定める限度以下で車軸数の合計が4のもの
- (2) 乗合型自動車で乗車定員が30人以上のもの又は車両総重量が8トン以上のものうち道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の規定による免許を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が当該免許に係る路線を定期に運行しているもの及び同法第3条第1項ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号の規定による許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの並びに乗合型自動車で車両総重量が8トン以上のものうち、乗車定員が29人以下のもので車両の長さが9メートル未満のもの
- (3) 1(2)に該当する自動車のうち二輪自動車以外のもの又は1(3)に該当する自動車のうち、

けん引するための構造及び装置を有するものとしてこれらによってけん引されるための構造及び装置を有する自動車で車軸数の合計が2以上のものとの連結車両、1(4)又は1(5)に該当する自動車のうち、けん引するための構造及び装置を有するものとしてこれらによってけん引されるための構造及び装置を有する自動車で車軸数が1のものとの連結車両並びに(1)又は(2)に該当する自動車のうち、けん引するための構造及び装置を有するもので車軸数の合計が2のものとしてこれらによってけん引されるための構造及び装置を有する自動車で車軸数が1のものとの連結車両

3 この表において「大型車（Ⅱ）」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 普通貨物自動車で車軸数の合計が4以上のもの（2(1)に該当するものを除く。）
- (2) 法第3条に規定する大型特殊自動車でポール・トレーラ以外のもの
- (3) 乗合型自動車で乗車定員が30人以上のもの又は車両総重量が8トン以上のもの（2(2)に該当するものを除く。）
- (4) けん引するための構造及び装置を有する自動車をこれによってけん引されるための構造及び装置を有する自動車との連結車両（1(6)又は2(3)に該当するものを除く。）

4 この表において「原動機付自転車」とは、法第2条第3項に規定する原動機付自転車をいう。